

提出された御意見等の概要及び総務省の考え方

総務省は、平成 26 年 7 月 29 日から 8 月 27 日までの間、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。厚く御礼申し上げます。

提出された御意見等の概要を紹介するとともに、御意見に対する当省の考え方を説明いたします。

提出された御意見等の概要	総務省の考え方
<p>「家政婦給料」から「家事代行料」に変わっても、価格の特質は同じであるので、調査担当者を都道府県から調査員に変更する必要はないのではないかと。</p>	<p>より広範囲な家事サービスを調査することができるように「家政婦給料」から「家事代行料」に変更しました。この変更により調査を行う家事サービスは、これを提供する事業所・企業の数が多い一方で、提供上位企業のシェアが比較的低いことを見込まれる（「サービス産業業種別実態調査報告書(対個人サービス業)」(独立行政法人中小企業基盤整備機構)等を参照)ことから、多様化する家事サービスを地域ごとの的確かつ詳細に捉える必要があるため、調査員を担当といたします。</p>
<p>ホームページ掲載の「小売物価統計調査のはなし」によれば、調査品目の選定の基準は、「家計調査における当該品目への支出額が、家計の消費支出総額の 1 万分の 1 以上であるかどうかを目安に」しているとのことであるが、今回、品目そのものが追加される調査品目は、公表済の家計調査の品目別支出の項目の中に、単独項目としては見当たらないものばかりである。どのような基準で選定したのかそれぞれ具体的に説明するべきである。</p>	<p>小売物価統計調査の調査品目の中には、家計調査の収支項目として単独に分類されないものも存在しており、家計調査の収支項目分類には、1つの収支項目内に複数の商品が含まれるものが存在します(例:「他の柑きつ類」という収支項目には「レモン」や「しらぬひ」等が含まれます)。</p> <p>今回の小売物価統計調査の調査品目の改正に当たっては、このような収支項目について、商品ごとに集計等を行い、家計消費支出上の重要性(家計調査における当該商品への支出額が、消費支出総額の 1 万分の 1 以上であるか)、価格変動の代表性、円滑な価格収集可能性等の通常の見定めと同様の基準により、当該商品を調査品目として選定しています。</p>